

第3回 対象期間：令和7年1月～令和7年3月



一般家庭・飲食店等ガスメーターがある

LP ガスの大量消費者※の皆さまへ

※対象期間（令和7年1月～令和7年3月）の
LP ガス使用量の合計が 75 m³超の消費者

第3回

島根県LPガス価格高騰 緊急支援給付金申請要領

第1版（令和7年4月1日）

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業事務局

一般社団法人 島根県LPガス協会

〒690-0887

島根県松江市殿町111 松江センチュリービル8F

TEL : 0852-21-9716

FAX : 0852-27-8050

Email : info@shimalpg.jp

HP : <https://shimalpg.jp/>

この給付金の業務の一部は、株式会社山陰中央新報社に委託しています。
申請に係る情報につきましては、本事業の目的以外には使用しません。

目 次

I. 島根県 LP ガス価格高騰緊急支援給付金について

1. 目的	1
2. 実施主体	1
3. 本事業の対象者	2
4. 給付金支給額	3
5. 給付金支給までの流れ	3
6. 申請受付期間	5
7. 給付金受給の留意事項	5
8. 相談・お問い合わせ、申請先	6
申請書類の様式	7

II. Q&A..... 10

III. 給付金事業における公的施設の取り扱い 11

I. 島根県 LP ガス価格高騰緊急支援給付金について

1. 目的

島根県内で LP ガスの使用量が一定量を超える、LP ガス価格高騰の影響が大きい消費者（以下「大量消費者」という。）に対して、一定量を超過した使用量に応じた給付金を支給することで、LP ガス価格高騰の影響緩和を図ることを目的としています。

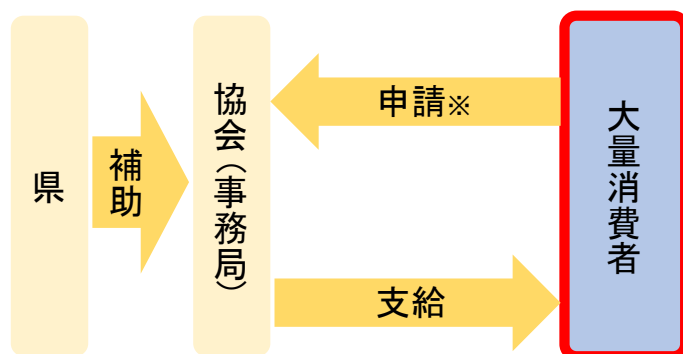
なお、第 2 回事業との主な相違点は下表のとおりです。

項 目	第 2 回	第 3 回
対 象	島根県内に住所又は事業所を有し、ガスメーターで使用量が管理され（液石法及びガス事業法）、且つ対象期間の合計使用量が 200 m ³ を超える消費者	島根県内に住所又は事業所を有し、ガスメーターで使用量が管理され（液石法及びガス事業法）、且つ対象期間の合計使用量が <u>75</u> m ³ を超える消費者
給付金額	10 円 / 1 m ³ × (対象期間の合計使用量 - 200 m ³)	<u>16</u> 円 / 1 m ³ × (対象期間の合計使用量 - <u>75</u> m ³)
給付金額上限	上限 200 万円 / 件	上限 <u>144</u> 万円 / 件
対象期間	令和 5 年 10 月 ~ 令和 6 年 4 月 (7 か月間)	令和 7 年 1 月 ~ 令和 7 年 3 月 (<u>3</u> か月間)

2. 実施主体

島根県 LP ガス価格高騰緊急支援給付金は、島根県と一般社団法人島根県 LP ガス協会（以下「協会」という。）が「間接補助金交付事業（以下「本事業」という。）として実施します。

○給付金支給までの流れ（イメージ）



3. 本事業の対象者

本事業の対象者は、次の各号の要件をすべて満たす大量消費者※です。

【大量消費者とは？】

島根県内において、LP ガスを使用している消費者のうち、ガスメーターで使用量が管理され、対象期間（令和 7 年 1 月～令和 7 年 3 月）の総使用量が 75 m³を超える方です。ただし、契約しているガスメーター単位での申請となりますので、申請者が複数のガスメーターを契約している場合、複数のガスメーターの使用量を合計して計算・申請することは出来ません。

- ※ 液石法（質量販売を除く）及びコミュニティガス（旧簡易ガス）の対象の消費者です。（高圧ガス保安法の対象の消費者は除きます）。
- ※ 75 m³/月以下の使用量分は、別途、消費者の申請不要の全消費者向けの値引き事業で負担軽減をします。
- ※ 販売店の発行する請求書・領収書等に記載されている使用期間をひと月分とします。（1 月分の例：12/17～1/16 または 1/17～2/16 のいずれか）
- ※ 詳細は Q&A を参照してください。

- (1) 申請時点で島根県内に居住若しくは事業所等を有すること。
- (2) 国・県・市町村および国・県・市町村から委託または補助等で LP ガス料金が補填される施設の管理者でないこと。（公的施設の取り扱いについては、「Ⅲ. 給付金事業における公的施設の取り扱い」をご参照ください。
- (3) その他補助金等により LP ガス料金に対する支援（補助率等は問わない）を受けていないこと。
- (4) 島根県税の滞納がないこと。
- (5) 申請事業者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力との関係を有しないものであること。
- (6) 社会通念上、給付金交付を受けることが相応しくない者※でないこと。
 - ※1 提出書類に虚偽の記載がある者
 - ※2 申請要領に違反または著しく逸脱した行為をする者
 - ※3 不正行為をする者

4. 給付金支給額【支給上限額 144万円】

- (1) 給付金の支給額は次の式から求められた金額となります。

$\text{使用量（期間合計使用量※} - 75 \text{ m}^3\text{）} \times 16 \text{ 円/m}^3$
--

例① : 期間合計使用量が 300 m³の場合
➤ $(300 \text{ m}^3 - 75 \text{ m}^3) \times 16 \text{ 円/m}^3 = 3,600 \text{ 円}$
→ 給付金額は「3,600 円」

例② : 期間合計使用量が 1,000,000 m³の場合
➤ $(1,000,000 \text{ m}^3 - 75 \text{ m}^3) \times 16 \text{ 円/m}^3 = 15,998,800 \text{ 円}$
→ 上限額を超えているため、給付金額は「1,440,000 円」

(2) 「期間合計使用量」とは、島根県内で、令和 7 年 1 月から令和 7 年 3 月の間に、ガスメーターを介して使用した、LP ガスの合計使用量です。

(3) 給付金の申請は、契約しているガスメーター単位となりますので、申請者が複数のガスメーターを契約している場合、複数のガスメーターの使用量を合計して計算・申請することは出来ません。

5. 給付金支給までの流れ

(1) 事前準備書類

① 対象期間のLPガス使用量の証拠書類

対象期間（令和 7 年 1 月から令和 7 年 3 月）のLPガス使用量の合計が 75 m³を超えた実績が分かる書類（検針票、領収書、請求書等）をご用意ください。

なお、LPガス使用量が分かる書類を紛失した場合は、ご契約のLPガス販売店へご相談ください。

② 通帳の写し（表紙及び表紙の裏面）

口座情報として、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義（漢字・カナ）を確認しますので、通帳の写しは表紙だけでなく表紙の裏面部分も準備してください。

(2) 実績報告書兼交付申請書の提出（様式第1号）

受付期間：令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 7 年 6 月 30 日（月）

【ご注意ください。】

給付金の申請は契約しているガスメーターごとに行ってください。

申請者が複数のガスメーターを契約している場合、複数のガスメーターの使用量を合計して計算・申請することは出来ません。

オンライン申請の場合

① 事務局 HP「島根県 LP ガス価格高騰緊急対策事業」にアクセスしてください。
(URL : <https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>)

② 上記①の HP 内の（ガスメーターをご利用の方）「オンライン申請はコチラ」から入力画面に移り、使用実績等の必要事項を入力してください。

【ご注意】

入力の途中で内容の一時保存はできません。事前に HP 内の（ガスメーターをご利用の方）「オンライン申請が難しい方はこちら」から「（様式第 1 号）（大量消費者用）LP ガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書」をダウンロードしていただき、入力内容の確認や下書きの準備等のご対応をお願いします。

- ③ 準備いただいた「対象期間の LP ガス使用量の証拠書類」と「通帳の写し」を PDF 等データファイルに変換・添付し、申請してください。

オンライン申請が難しいため郵送により申請する場合

- ① 事務局 HP「島根県 LP ガス価格高騰緊急対策事業」にアクセスしてください。
(URL : <https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>)
- ② 上記①HP 内の（ガスメーターをご利用の方）「オンライン申請が難しい方はこちら」から「（様式第 1 号）（大量消費者用）LP ガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書」をダウンロードしていただき、使用実績等の必要事項を記入してください。
なお、インターネットにより申請書類の入手が困難な場合は「LP ガス価格高騰緊急対策事業事務センター」に連絡の上、申請書を入手してください。
＜LP ガス価格高騰緊急対策事業事務センター電話番号：0852-67-3604＞
- ③ 準備いただいた「対象期間の LP ガス使用量の証拠書類」と「通帳の写し」を上記②の書類に添付し、郵送により申請してください。

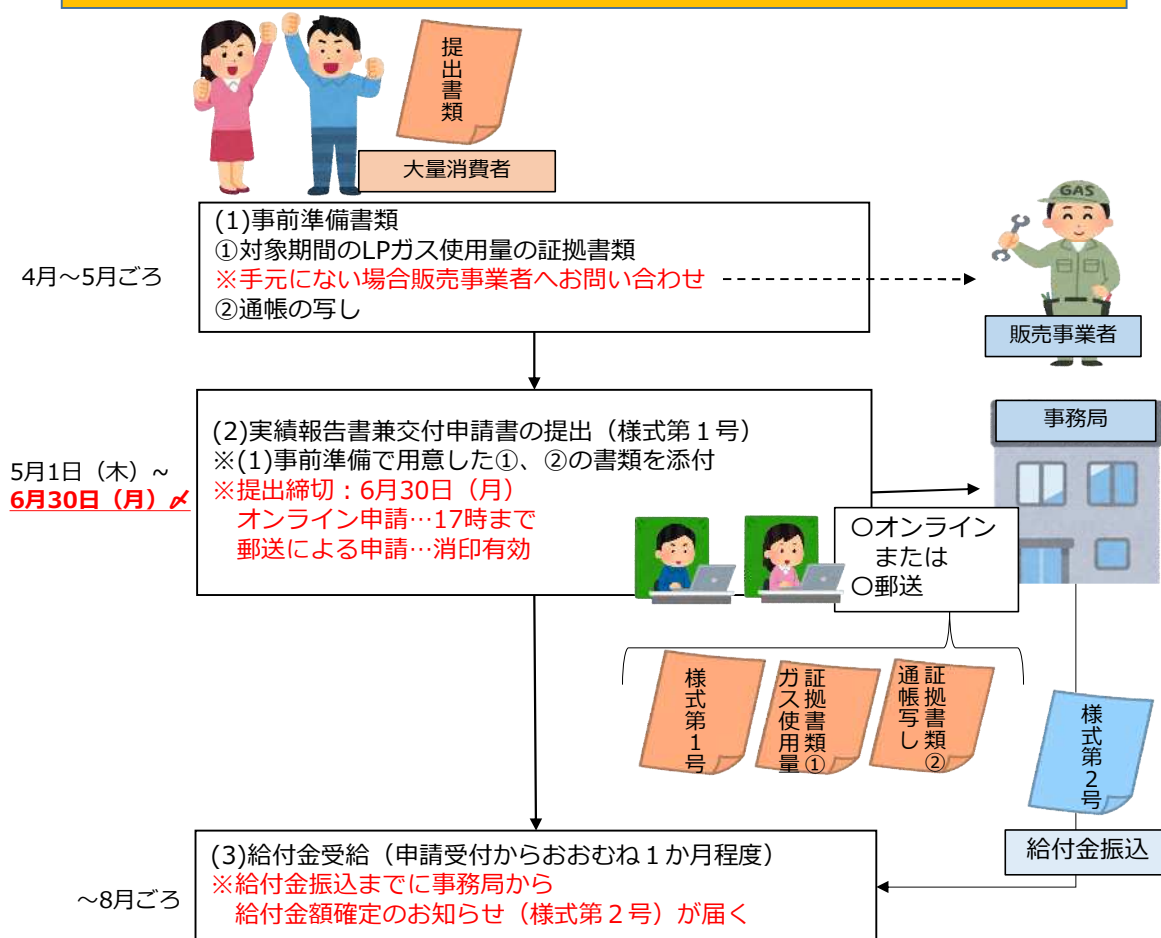
(3) 給付金受給

「（様式第 2 号）（大量消費者用）島根県 LP ガス価格高騰緊急支援給付金額の確定通知書」にて、給付金額確定のお知らせをします。その後、給付金実績報告書兼申請書に記載された口座へ給付金を振込みます。

※1 申請書受付から給付金支給まで概ね 1 ヶ月程度を予定しています。

※2 「※LP ガス価格高騰」の名義で振り込みます。

大量消費者の給付金受給までの流れ（イメージ）



6. 申請受付期間

令和7年5月1日（木）～令和7年6月30日（月）

- オンライン申請・・・ 令和7年6月30日（月）17時まで
- 郵送による申請・・・ 令和7年6月30日（月）消印有効

7. 給付金受給の留意事項

(1) 使用実績、使用場所の確認

使用実績等について、LPガス価格高騰緊急対策事業事務センターから販売事業者を確認することがあります。また、使用場所の現地確認を行う場合があります。

(2) 関係書類の保管

本事業の関係書類は、給付金支給後5年間保存してください。

(3) 虚偽や法令違反が判明した場合

本事業は「補助金適正化法」に基づき実施されます。もし給付金の不正受給が行われた場合には、交付決定の取消・返還命令、不正内容の公表等や、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、申請書類や実績報告書類の記載内容に虚偽がある場合や法令違反が明らかな場合は、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消、交付済み給付金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性がありますので、事実と異なる記載内容とならないようご注意ください。

8. 相談・お問い合わせ、申請先 **※令和7年5月1日（木）開設予定**

LP ガス価格高騰緊急対策事業 事務センター

〒690-0887

島根県松江市殿町 111 松江センチュリービル 3F 310

TEL：0852-67-3604

（受付時間：9:00～17:00／土日祝を除く）

FAX：0852-67-3605

Email：shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp

HP：<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>



ホームページ

QRコード

L P ガス価格高騰緊急対策給付金実績報告書兼交付申請書

一般社団法人島根県LPガス協会 会長 様

☐ 個人	☐ 法人（個人経営含む）	← 個人経営者は法人の欄にチェックを入れてください。		
申請者	郵便番号	〒		
	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	代表者名（法人のみ）			
	担当者名			
	電話番号		E-mail	

※申請者の情報と使用場所が異なる場合は、以下の使用場所の欄もご記入ください。

使用場所	住所又は所在地	
	使用者名又は名称（店舗名）	

島根県LPガス価格高騰緊急支援給付金について、島根県LPガス価格高騰緊急対策事業申請要領に基づき、下記のとおり補助金実績報告及び補助金交付申請をします。

記

1. 事前に了承いただきたい事項

※確認のうえ、チェックをつけてください。

- ☐ 島根県税の滞納はありません。
- ☐ 暴力団等の反社会勢力との関係を有していません。
- ☐ 他のLPガス価格高騰にかかる支援や補助金等の交付を受けていません。
- ☐ 使用実績等について、LPガス価格高騰緊急対策事業事務センターから販売事業者を確認することに同意します。また、使用場所の現地確認を行う場合があることに同意します。

2. 実績報告及び交付申請

※各月のLPガス使用量がわかる請求書等を証拠書類として添付してください。

使用量 (m³)	
A (令和7年1月～令和7年3月までの合計) ※各月小数点第一位まで記入（第二位以下切捨て）	
1月分	
2月分	
3月分	
合計A	
B (= A - 75 (m³))	
B	

使用量の証拠書類に関する注意事項	
※申請者名称と請求書等の名義は一致している必要があります。 異なる場合は、以下に申請者名と請求書等の名義の関係性の記載をしてください。	
請求書等の名義	
請求書住所 (使用場所住所)	
申請者との関係	

申請額 (B × 16円) ※上限144万円		円
---------------------------	--	---

※申請額は小数点第一位以下切捨て

3. 給付金振込口座

※ 通帳の表紙および表紙の裏面の写しを添付してください。

※ 通帳等をご確認いただき必要事項をご記入ください

(フリガナ) 金融機関名				金融機関 コード				
(フリガナ) 支店名		支店	出張所	支店コード				
預金種別 (該当に○)	1. 普通			2. 当座				
口座番号								
口座名義 (カナ)								
口座名義 (漢字)								

L P ガス 価格高騰緊急対策給付金実績報告書兼交付申請書

一般社団法人島根県L P ガス協会 会長 様

住所・所在地は、事務局からの郵便を受け取ることができる住所を記載してください

☐ 個人	☒ 法人 (個人経営含む)	← 個人経営者は法人の欄にチェックを入れてください。		
申請者	郵便番号	〒 690-8501		
	住所又は所在地	松江市殿町1番地		
	氏名又は名称	株式会社 島根〇〇		
	代表者名 (法人のみ)	代表取締役 島根 太郎		
	担当者名	島根 花子		
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	E-mail	shimane@pref.shimane

※申請者の情報と使用場所が異なる場合は、以下の使用場所の欄もご記入ください。

使用場所	住所又は所在地	松江市殿町〇〇
	使用者名又は名称 (店舗名)	島根〇〇店

島根県L P ガス価格高騰緊急支援給付金について、島根県L P ガス価格高騰緊急対策事業申請要領に基づき、下記のとおり補助金実績報告及び補助金交付申請をします。

記

1. 事前に了承いただきたい事項

※確認のうえ、チェックをつけてください。

- ☒ 島根県税の滞納はありません。
- ☒ 暴力団等の反社会勢力との関係を有していません。
- ☒ 他のL P ガス価格高騰にかかる支援や補助金等の交付を受けていません。
- ☒ 使用実績等について、L P ガス価格高騰緊急対策事業事務センターから販売事業者を確認することに同意します。また、使用場所 **各月のLPガス使用量を転記してください** があることに同意します。

2. 実績報告及び交付申請

※各月のLPガス使用量がわかる請求書等を証拠書類として添付してください。

使用量 (m³)		使用量の証拠書類に関する注意事項
A (令和7年1月～令和7年3月までの合計) ※各月小数点第一位まで記入 (第二位以下切捨て)		
1月分	500.9	※申請者名称と請求書等の名義は一致している必要があります。 異なる場合は、以下に申請者名と請求書等の名義の関係性の記載をしてください。
2月分	25.0	
3月分	70,000.0	
合計A	70,525.9	
B (= A - 75 (m³))		請求書等の名義 島根〇〇店
B	70,450.9	請求書住所 (使用場所住所) 松江市殿町〇〇
		申請者との関係 請求書の名義の島根〇〇店は、申請者の株式会社島根〇〇が運営する店舗です。

申請額 (B × 16円) ※上限144万円	1,127,214	円
---------------------------	-----------	---

※申請額は小数点第一位以下切捨て

上限は144万円です

3. 給付金振込口座

※ 通帳の表紙および表紙の裏面の写しを添付してください。

※ 通帳等をご確認いただき必要事項をご記入ください

(フリガナ) 金融機関名	〇〇ギンコウ		金融機関コード	〇	〇	〇	〇
(フリガナ) 支店名	〇〇	〇〇	支店	出張所	支店コード	〇	〇
預金種別 (該当に〇)	1 普通		2. 当座				
口座番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
口座名義 (カナ)	カ	)	シ	マ	ネ	〇	〇
口座名義 (漢字)	株式会社 島根〇〇						

〒 XXX-XXXX
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇

〇〇会社 〇〇商店
代表取締役 〇〇 〇〇 様

(様式第 2 号)

大量消費者用

令和 7 年 月 日

島根県 L P ガス価格高騰緊急支援給付金額の確定通知書

申請者〇〇 様

島根県 L P ガス協会 会長
(公印省略)

令和 7 年〇月〇日付けで提出のあった実績報告書兼交付申請書について、下記のとおり給付金の額を確定したので通知します。

記

確定額 〇〇〇〇〇円

Ⅱ. Q&A（大量消費者向け）

※赤字は第2回のQ&Aの内容を修正した箇所です。

No.	分類	質 問	回 答	備 考
1	目的	事業の目的及び趣旨は何か？	LPガスを多く利用している県内消費者に補助金を支給することで、LPガス価格高騰の負担軽減を図ることが目的です。	
2	申請	給付を受けるために手続きは必要か？	事務局へ申請が必要です。	
3	対象	対象期間の総使用量75m ³ 超の利用はどうやって確認するか？	LPガス販売店が発行する検針票、請求書、領収書等により、契約しているガスメーター単位で対象期間（令和7年1月から令和7年3月）の使用量の合計が75m ³ 超かどうか確認してください。	
4	対象	対象期間の「令和7年1月から」とはいつからですか？	LPガス販売店が発行する検針票、請求書、領収書等に記載されている使用期間のうち、令和7年1月の使用量が含まれているものを1月分とし、そこを起点として令和7年3月分までの3か月間の使用量を計算してください。 （1月分の例：「12/17～1/16」または「1/17～2/16」等）	
5	転居	県内で大量にLPガスを利用していたが、申請までに県外へ転居する場合は対象になるか？	申請時点において、県内に居住もしくは事業所等を有していない方は対象になりません。	
6	対象	法人又は個人事業として、県内で大量にLPガスを利用していたが、申請までに廃業する場合は対象になるか？	申請時点において、県内に供給施設がない場合は対象になりません。	
7	対象	コミュニティガス（旧簡易ガス）の契約は対象か？	対象になります。	
8	対象	市役所や公民館等は支給の対象か？	「国・県・市町村」および「国・県・市町村から委託または補助等でLPガス料金が補填される施設の管理者」は対象になりません。ただし、施設の利用者がLPガス料金を全額負担している場合は対象になります。詳しくは、次頁「給付金事業における公的施設の取り扱い」をご参照ください。	
9	対象	メーターで使用量を管理しているが、高圧ガス保安法に該当する工業利用をしている先は本給付金の対象か？それとも高圧ガス購入者向け給付金の対象か？	本給付金や値引きの対象でなく、高圧ガス購入者向け給付金の対象です。	
10	申請	検針票や請求書等を紛失した場合は再発行できるか？	ご契約されているLPガス販売店へご相談してください。	
11	対象	（前提）事業者の場合 事務所部分はメーターにより管理されたLPガスを給湯等に利用していて、工場部分はタンクで供給を受けLPガスを利用している場合、値引きや給付金はどうか？	事務所部分は値引きの対象になり、また対象期間（令和7年1月から令和7年3月）の間の合計使用量がメーター単位で75m ³ 超の利用があれば給付金の対象にもなります。工場部分は給付金の対象になります。自身がどの給付金の対象か不明な場合は、契約のLPガス販売店へご確認ください。	
12	対象	大量消費していたが4月にLPガスを途中解約した。住所は県内のままで、現在は都市ガスを利用しているが対象か？	現在契約がない場合も、契約していたガスメーター単位で対象期間（令和7年1月から令和7年3月）に合計使用量が75m ³ 超であり、住所が県内のままであれば対象です。	
13	申請	大量消費のメーターが複数あり、それぞれの使用量について請求されている場合、メーターそれぞれについて申請が必要か？	メーターそれぞれについて申請が必要です。	
14	その他	給付金は、法人税や所得税の課税対象になるか。	本給付金は、通常の補助金・給付金と同様に、課税されることが考えられますが、課税対象となるかどうかについては、お近くの税務署や税理士にご確認ください。	
15	その他	給付金は、消費税の課税対象か。	給付金は、消費税の課税対象ではなく、消費税を含みません。	
16	申請	給付金の申請書で「ほかのLPガス価格高騰に係る支援や補助金などの交付を受けていません」とあるが、島根県からガスの値引きを受けている。申請できるのか。	申請できます。	

給付金事業における公的施設の取り扱い

Q 公的施設について、給付金の支給対象となるか？

A 次の①・②に該当する場合は対象になりません

- ① L P ガスの契約主体が国・県・市町村である場合
- ② L P ガス料金に国・県・市町村からの委託費または補助金等が充当されている場合

【ポイント】

- ① について、L P ガスの契約主体が国、地方公共団体の場合は申請できません
- ② について、L P ガス料金に一部であっても公金が充当されている場合は支給の対象外になります

一方、L P ガス料金に公金が全く充当されていない場合、支給の対象に含まれます

＜具体例①＞

- ・ 施設の運営にかかる国、地方公共団体等からの委託費や補助金の対象にL P ガス料金が含まれておらず、全額、施設の管理者がL P ガス料金を負担している場合

＜具体例②＞

- ・ 施設の利用者がL P ガス料金を全額負担している場合